

## 通知カードは大切に保管してください！

- 通知カードに記載されている氏名、引っ越しなどで住所が変更になる場合は、必ず住所地市町村で通知カードの記載変更をしてください。
- 通知カードの紛失・盗難があった場合は速やかに住所地市町村に連絡してください。
- 通知カードは「本人確認の際の身分証明書」として利用することはできません。

## 個人番号カードの交付申請について

個人番号カード交付申請書は、通知カードと一緒に送付されてきます。

通知カード部分

個人番号カード交付申請書部分

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

●最近6ヶ月以内撮影  
●正面、無帽、無背帯のもの  
●裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被保見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人 氏名 (自署) 印 本人との関係

代理人 住所 (電話番号)

●15歳未満の方、成年被保見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

●表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

### 個人番号カードの申請方法

1. 申請方法は以下の2通りです。
  - ①平成27年10月以降、通知カードと一緒に送付される個人番号カード交付申請書（返信用封筒付）に必要事項を記入し、顔写真を貼ったうえで、カード作成を行う「地方公共団体情報システム機構」（以下J-LISという）宛に郵送します。
  - ②交付申請書に記載されているQRコードから申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力、顔写真を添付して送信します。
 以降の手順は同じになります。
2. 郵送、データ送信された申請書を基に、J-LISが個人番号カードを作成し、申請者の住所地である市区町村（茨城町）に郵送します。
3. 当町に個人番号カードが届き、交付準備が出来次第、当町から申請者宛に交付準備ができた旨の交付通知書を送付させていただきます。
4. 申請者のもとに交付通知書が届きましたら、交付通知書と併せて10月に送付された「通知カード」と本人確認書類（免許証等）をお持ちのうえ、茨城町役場町民課で交付を受けてください。

# マイナンバー制度（社会保障・税番号制度） いよいよスタート！

## マイナンバーって何？ 何のために導入されるの？

マイナンバーは住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減等、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。  
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。  
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

## いよいよマイナンバー(個人番号)が通知されます

通知カードは、住民の方々にマイナンバーを通知するもので、10月以降、皆さまの住所地(住民票に記載されている住所)に下記の通知カード等が入った封筒が簡易書留で送付される予定です。通知カードの適正な管理・運用がなされるよう再度、通知カードについてご紹介いたします。

おもて面

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地

▽▽号

みほん

平成5年3月31日生 性別 女

発行 平成27年10月NN日

1234567890

うら面

●この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。

●法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。

●このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。

●このカードを所持された方は、下記連絡先までご連絡ください。  
【連絡先】個人番号カードコールセンター ☎ 00-1000-0000

みほん

いよいよみなさんの住民票登録地に世帯ごとに上の通知カードをお届けします。  
通知カードは簡易書留（郵便受けへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）により行い、各世帯への確実な交付が実施されます。  
次回は、個人番号カードについてご紹介いたします！



### 【問合せ先】

茨城町町民課 ☎ 240-7111  
総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)